

## 船舶事故調査報告書

平成23年11月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 庄 司 邦 昭  
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年3月13日 04時00分ごろ
発生場所	沖縄県読谷村前兼久漁港北方沖 読谷村所在の残波岬灯台から真方位073° 5.4海里（M）付近 （概位 北緯26° 27.9′ 東経127° 48.4′）
事故調査の経過	平成23年3月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 漁宝丸、7.9トン ON2-0537（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.95m×1.02m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成2年11月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年11月30日 免許証交付日 平成21年5月21日 （平成26年5月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船尾船底部に亀裂
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成23年3月10日12時ごろ前兼久漁港を出航し、残波岬沖の漁場において延縄漁の操業を行い、船長及び甲板員が、昼夜の別なく数時間ごとに投縄及び揚縄を繰り返していた。</p> <p>船長及び甲板員は、操業の間の漂泊中に仮眠をとっていたが、短時間の断続的な睡眠と連続した操業により、睡眠不足と疲労が蓄積した状態となっていた。</p> <p>船長は、13日02時ごろ揚縄を終えたのち、次の投縄を開始する05時ごろまでの約3時間仮眠をとることにし、南南西風に対して島影となる前兼久漁港西方3M付近で漂泊したので、陸岸やさんご礁に接近することはないものと思い、甲板員と共に仮眠をとった。</p> <p>船長は、本船が南南西風により圧流されてさんご礁に接近していることに気付かずに仮眠を続け、平成23年3月13日04時00分ごろ、前兼久漁港北方沖のさんご礁に乗り揚げた。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、残波岬沖の漁場において1回に4～5日間延縄漁を操業し、1か月間に3～4回出漁していた。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSを装備していたが、レーダーが故障していた。</p> <p>本船は、船首約0.4m、船尾約1.0mの喫水であった。</p> <p>船長及び甲板員は、操業中、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、前兼久漁港西方沖において漂泊中、船長が、南南西風に対して島影となる同漁港西方3M付近で漂泊を開始したので、陸岸やさんご礁に接近することはないものと思い込み、船橋当直者を配置せずに仮眠をとっていたことから、南南西風により圧流されて同漁港北方沖のさんご礁に接近していることに気付かず、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長及び甲板員は、投縄終了から揚縄開始までの間の漂泊中に仮眠をとっており、短時間の断続的な睡眠と連続した操業により、睡眠不足と疲労が蓄積した状態となっていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、前兼久漁港西方沖において漂泊中、船長が、船橋当直者を配置せずに仮眠をとっていたため、南南西風により圧流されてさんご礁に接近していることに気付かず、同漁港北方沖のさんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂泊中であっても船橋当直者を配置し、常時適切な見張り及び船位の確認を行うこと。</li> </ul>	